

別 記

- 1 別紙第2の別記1給料表のうち、別表1「職務の級の切替表」に定める給料表について、「旧級」に定める職務の級の号給及び給料月額を廃止し、新たに「新級」に定める職務の級を設ける。新たに設ける職務の級の号給及び給料月額については、別表2のとおり設定する。
- 2 上記1による改定後の給料表適用の日（以下「改定日」という。）における職員の職務の級は、その改定日の前日における職務の級を別表1により切り替えた職務の級とする。
- 3 改定日における職員の号給は、その改定日の前日における級及び号給等を基準として人事委員会が別に定める。

別 表 1 職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表（一）	8 級	8 級
	9 級	
公安職給料表	9 級	9 級
研究職給料表	8 級	8 級
医療職給料表（一）	3 級	3 級
	4 級	

備考1 「旧級」は、改定日の前日における職務の級である。

2 「新級」は、改定日における職務の級である。